様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年2月10日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）しゃかいいりょうほうじんくまがやそうごうびょういん  一般事業主の氏名又は名称　社会医療法人熊谷総合病院  （ふりがな）なかむら　しんいち  （法人の場合）代表者の氏名 中村　信一  住所　〒360-8567  埼玉県熊谷市中西四丁目５番１号  法人番号　2030005017860  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「DX推進に向けた取組み」 | | 公表日 | 2024年12月27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 「DX推進に向けた取組み」  法人ホームページ上で公表  https://www.kumasou.or.jp/attach/744  記載箇所：熊谷総合病院が目指す姿（P.2） | | 記載内容抜粋 | ■熊谷総合病院が目指す姿  病院を取り巻く環境が変化するなか、デジタルトランスフォーメーション（DX）戦略を推進し、課題解決を図ることで、地域で求められ、患者に選ばれる、職員が働きやすい病院を目指す  ■情報処理技術の活用の方向性  ≪地域連携の促進≫   * 病床機能の分化、地域診療所/後方医療機関/介護施設等との連携関係構築、地域単位での治療期間の短縮と治療効果の最大化   ≪医療領域の情報化≫   * 通院負担の軽減、重複検査の回避、診療情報の開示・共有、診断精度の向上、患者サービスの充実   ≪働き方改革≫   * 生産年齢人口の減少に伴う担い手不足、生産性向上、業務効率化、労働環境の改善、高度医療人材の輩出 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 「DX推進に向けた取組み」  2022年11月9日開催の理事会にて承認。  2024年10月22日開催の理事会にて変更事項の承認権限を委譲されているDX委員会において変更承認。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「DX推進に向けた取組み」 | | 公表日 | 2024年12月27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 「DX推進に向けた取組み」  法人ホームページ上で公表  https://www.kumasou.or.jp/attach/744  記載箇所：DX戦略における実施施策（P.3～6） | | 記載内容抜粋 | ■DX戦略の取組み方針  病院の目指すべき方向性に沿って、地域連携の促進、医療領域の情報化、働き方改革の各課題解決の為に、DX施策を実施します  ■戦略/実施施策  ①地域連携の促進  ・病院・施設間での患者情報の共有化及び転院調整に係る業務効率化により、患者様のスムーズな治療移行、後方施設での迅速な情報収集に貢献します  ②医療領域の情報化  ・医療領域の情報化を進めることで、患者様が時間や場所に依存せず、医療サービスを受ける事ができる体制を構築し、受診に係る負担軽減を推進することで、利便性を上げ、満足度向上につなげます  ③働き方改革  ・非臨床業務の削減や職員間のコミュニケーションの高度化を通じ、職員が働きやすい環境をつくると共に、スキルアップしやすい環境を提供します | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 「DX推進に向けた取組み」  2022年11月9日開催の理事会にて承認。  2024年10月22日開催の理事会にて変更事項の承認権限を委譲されているDX推進委員会において変更承認。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 「DX推進に向けた取組み」  法人ホームページ上で公表  https://www.kumasou.or.jp/attach/744  記載箇所：DX推進の組織体制（P.7） | | 記載内容抜粋 | ■戦略を推進するための体制・組織  ・病院長のコミットメントの下、課題抽出と戦略の立案を行い（DX推進室）、外部専門人材の知見を取り入れながら、多職種でDX戦略を推進します  ■人材確保・育成  ・外部研修（先進事例の視察等）、外部専門人材との協業や病院内のDX推進の経験を通じて、病院職員を中心に人材の確保・育成を行います（DX推進に必要なビジネスナレッジ、ICTナレッジ・リテラシーを併せ持ち、デジタルを活用した変革をリードできる人材）  ■外部組織との関係構築・協業  ・外部専門人材と協業し、最新のデジタル技術や医療業界における先進事例などの情報を収集し、導入に向けた検討を定期的に実施します |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 「DX推進に向けた取組み」  法人ホームページ上で公表  https://www.kumasou.or.jp/attach/744  記載箇所：DX推進の組織体制（P.7） | | 記載内容抜粋 | ■DX戦略を進めるためのITシステム・デジタル技術活用環境の整備に向けた方策  ・DX推進のための迅速な意思決定に必要となる、システム面での柔軟で機動的な対応ができる環境にするため、長期的には、レガシーシステム化しているシステムの見直し検討を行います。併せて、システム開発環境改善や人材の育成も継続的に実施します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 「DX推進に向けた取組み」 | | 公表日 | 2024年12月27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 「DX推進に向けた取組み」  法人ホームページ上で公表  https://www.kumasou.or.jp/attach/744  記載箇所：  ・地域連携の促進（P.4）  ・医療領域の情報化（P.5）  ・働き方改革（P.6) | | 記載内容抜粋 | ■戦略の達成度を測る指標  戦略①：地域連携の促進に関連する指標   * 転院調整に関するクラウドシステムを利用した転院件数、紹介件数   戦略②：医療領域の情報化に関連する指標   * DXツールを利用した外来患者数、病院滞在時間（削減時間）   戦略③：働き方改革に関連する指標   * 一人あたり残業時間、時間当たり労働生産性   戦略④：働き方改革に関連する指標   * 専門人材の育成、IPAの資格保有者数 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年12月27日 | | 発信方法 | 法人ホームページ上で発信  https://www.kumasou.or.jp/attach/744 | | 発信内容 | ■理事長・病院長による情報発信  社会医療法人熊谷総合病院は、医療機関として、「病気を治療するのではなく人を診る医療」、「医療はチームである」、「病院職員も幸せを感じる環境づくり」を大切に、病院運営を行っております。  2020年以降の新型コロナウイルス感染症の流行は、医療提供体制に多大な影響を及ぼしましたが、現在ではワクチン接種や治療薬の普及により、医療現場の負担も徐々に軽減されつつあります。しかし、ポストコロナの時代においても、感染症対策の恒常化や医療従事者の働き方改革の必要性は依然として重要な課題です。  また、日本社会の超高齢化による生産年齢人口の減少は、今後も医療現場に深刻な人材不足をもたらすことが予想されます。このような状況において、医療の質を維持し、持続可能な医療サービスを提供するためには、デジタルトランスフォーメーションの推進が不可欠です。  当院では、2022年6月に設立したDX推進室を中心に、DX化の取り組みを進めています。DX戦略を通じて、患者様とそのご家族、そして職員にとって「選ばれる病院」を目指し、これからも地域に根ざした医療の提供に努めて参ります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年12月頃 | | 実施内容 | 情報処理推進機構が提供する「DX推進指標　自己診断結果入力サイト」による自己分析を行い、課題を把握しています。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2013年4月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 病院内にて、情報セキュリティポリシーを定め、遵守しています。セキュリティ対策については、セキュリティソフトの導入や各ベンダーとの保守契約を締結し、問題が発生した際に対応を行っております。  セキュリティ監査においては、厚生労働省が現在公開している「医療機関のサイバーセキュリティ対策チェックリスト」に基づき、内部監査を実施し、2024年12月に実施した際は、「B判定：対策ができています。未対応項の強化を推奨します」の結果です。  また、公益財団法人日本医療機能評価機構が実施する病院機能評価を定期的に受審・自己点検を実施し、第三者機関からのチェックを受けています。  （情報処理安全確保支援士は0名） |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。